

2016 2/23 日

税金考

暮らしの現場で

▶1

税金がかかる対象は、収入から経費を差し引いた課税所得だ。では、経費って何だろう。どこまで認められるのだろうか。そんな疑問が争点となった2年前の裁判が税の常識を根底から覆そうとしている。

訴えは日本弁護士連合会役員だった鹿野哲義氏(66)がおこした。役員に立候補する費用や職員の冠婚葬祭の慶弔費を業務上必要な「経費」として収入から差し引けるように求めた。

パンドラの箱開く税金の世界では、核べために直接必要な経費しか認めない。「弁護士としての仕事に直結していない」。国税当局は日弁連役員の訴えを認めなかったが、東京高裁は当局の主張を却下。最高裁もその判断を受け入

経費って何？



子育てと仕事の両立は家計にも経済にも重要だ

税できる所得が減ってしまつ。焦る国税当局。だが、パンドラの箱が開いたかのようになり、経費を巡る訴訟で、納税者が勝訴するケースが

増えている。「過去の判例を見たら必ず負けると思っていたが……」。2015年11月、大阪の公認会計士、松本昌晴氏(62)は、大阪高裁の判決が出たとき驚喜した。松本氏は事務所の一部を社会保険労務

ベビーシッター対象外

士に提供し共同で顧客を開拓していた。月20万円を社労士に払い経費として処理したところ「直接、売り上げに直結していないから経費に認めない」と税務調査が入った。確かに、公認会計士の仕事は売り上げには直接は関係しないが、顧客の裾野を広げるといふ意味で間接的に経費とはいえるはずだ。4年にわたる裁判の末、大阪高裁は経費として認め、国税当局は上告を断念し判決が確定した。

働く女性の不満

「なぜベビーシッター代は経費として認められないのか」。都内で週2回、子どもをベビーシッターに預ける30代の女性は不満げだ。会社員には交通費や資格取得費を収入から差し引ける「特定支出控除」と呼ぶ制度がある。だが、ベビーシッター代は交通費や資格の取得費と違い仕事とは直接関係がない。だから、仕事にかかった経費としては認められない。国税庁はこんなふうに扱っているが、ベビーシッターがいなければ仕事に出られない人も少なくない。現に、英国では「経費」制度しか使えない国は珍しい。働き方に関係なく誰でも税金を軽減できる基礎控除はあっても、給与所得控除はない国も多い。経費は「みなし」でなく、実態に即した形に見直す。でなければ、働き手不足の時代にベビーシッター代が経費にならない税制への疑問は解消できない。

(関連記事5面に)

接関係がない。だから、仕事にかかった経費としては認められない。国税庁はこんなふうに扱っているが、ベビーシッターがいなければ仕事に出られない人も少なくない。現に、英国では「経費」制度しか使えない国は珍しい。働き方に関係なく誰でも税金を軽減できる基礎控除はあっても、給与所得控除はない国も多い。経費は「みなし」でなく、実態に即した形に見直す。でなければ、働き手不足の時代にベビーシッター代が経費にならない税制への疑問は解消できない。

(関連記事5面に)

電子版

所得税あなたは損している？

Web刊し紙面連動